

社会福祉法人北山会役員等の報酬等に関する規程

(平成14年4月1日規程第16号)

【目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人北山会（以下「北山会」という。）役員及び評議員（以下「役員等」という。）並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「外部委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

【報酬等】

第2条 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が2,200,000円を超えない範囲とする。

- 2 役員等及び外部委員が北山会の職務に従事した場合は、別表1のとおり日当を支給する。この日当は源泉税を含まないものとする。ただし、北山会に常勤する役員及び職員については、日当を支給しない。

【期末手当及び退職手当】

第3条 常勤の役員に対しては、期末手当及び退職手当を支給する。

【費用弁償】

第4条 役員等及び外部委員が職務により旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、車賃、船賃、日当、宿泊費及び食卓料とし、日当を除き実費を支給する。

【支給方法等】

第5条 常勤の役員の報酬及び期末手当支給方法は、北山会職員の例による。

- 2 役員等及び外部委員の報酬・旅費は、勤務した当日に支給するか、又は翌月に指定された金融機関に振り込むこととする。

【勤務時間その他の勤務条件】

第6条 常勤の役員の勤務時間その他の勤務条件は北山会職員の例による。

【委任】

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 7 月 19 日改正

この規程は、平成 26 年 7 月 19 日から施行する。

平成 28 年 3 月 19 日改正

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 6 月 17 日改正

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 1 日改正

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 10 日改正

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

役 職	日 当
理事長	(日額) 15,000 円
理 事	(日額) 15,000 円
監 事	(日額) 15,000 円
評議員	(日額) 15,000 円
評議員選任・解任委員会委員 (外部委員)	(日額) 15,000 円